

# 65歳以上の方、必見です!!

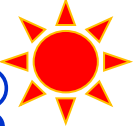

2022年1月1日  
スタート!!

## "マルチジョブホルダー制度"をご存知ですか?

### 2つの事業所で週20時間以上の勤務になると雇用保険に加入できるようになります!!

※2つの事業所で、それぞれの雇用見込みが31日以上あることが必要です。


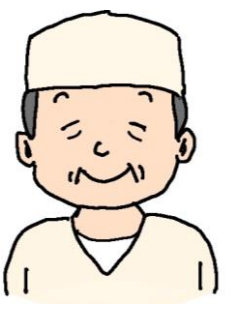
**Aさん (66歳) の場合**

①の会社  + ②の会社  = **週22時間**

月曜日～木曜日  
AM9:00～PM12:00  
週12時間勤務

水曜日～日曜日  
PM4:00～PM6:00  
週10時間勤務

**Bさん (68歳) の場合**

①の会社  + ②の会社  = **週28時間**

月曜日・水曜日・金曜日  
AM9:00～PM4:00  
週18時間勤務

火曜日・木曜日  
AM9:30～PM3:00  
週10時間勤務

詳しくは  
こちらから



#### 雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する **65歳以上の労働者**が、そのうち **2つの事業所での勤務を合計して適用対象者の要件を満たす**場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、**申出を行った日から**特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高齢被保険者）となることができる制度です。

#### 雇用保険に加入すると...

マルチ高齢被保険者であった方が失業した場合には、**一定の要件を満たせば、高齢求職者給付金を受給**することができるようになります。